



控訴人(第1審原告) 戸田 久和
被控訴人(第1審被告) 宮井 将

準備書面 1

平成26年2月5日

大阪高等裁判所 第4民事第二A 御中

被控訴人 宮井 将



本準備書面は、控訴人の平成26年1月27日付け「控訴理由書」に対し、本件審理に必要な限りにおいて反論をなすものである。

その余については、第1審での主張を準用する。準用出来ない部分については不知とする。

記

【1：慰謝料不認定は「犯罪被害者への補償」の否定であり、失当】の主張について

1 全体的な反論として

控訴人は、要するに第1審において慰謝料の請求が認められなかった事について納得が行かず、控訴したものである。控訴人が慰謝料を求める理由は第1審では被控訴人が受けた罰が軽すぎて、被害者としての処罰感情が満たされていないとの事であり、それに対して被控訴人は、逮捕され、略式起訴を受けて罰金刑を命じられ、罰金10万円を支払って刑法上の処罰を服し終え、前科者となって社会生活上の様々な不都合を受け容れています旨を主張した。

控訴審においては、犯罪被害者への補償の観点から慰謝料を命じるように主張しているが、被控訴人としての意見を述べておきたい。

第1審でも述べた通りであるが、平成22年4月7日、眼鏡を掴み取った不法行為の背景は、控訴人も加わった松下陸橋での不法な集団示威行為(乙第2、3号証)と、曾根崎警察署の混乱回避の為の厳戒態勢下での指示・誘導を無視して帰り支度をしている反対派を挑発するかのように松下陸橋上を反対派を撮影しながら歩いて来た行為(乙第8号証)が誘因となって引き起こされた混乱の中で起きたものであり、控訴人の行動に原因の多くがある。

控訴人が松下陸橋で不法に行った示威行為の主張は、要約すると「大東亜戦争の時に、日本軍は朝鮮半島から20万人の婦女子を強制連行して、本人の意思に反して性奴隸として、人権を蹂躪したとの歴史認識の基に、日本人の税金を自称『従軍慰安婦』の人達に払え」と言うものであった。

これについては、日本維新の会の中山成彬衆議院議員が国会で虚構である事を証明しており(乙13号証)、集会や催しが禁じられた松下陸橋での控訴人の不法行為は、歪められた歴史の流布のみならず、日本人全体の信用・尊厳を毀損する行為であり看過できず、抗議に至ったものである。

更には、戦地慰安婦は当時の法制下で合法的に募集され、給料及び生活面でも特別優遇されていたことが資料において確認されているにもかかわらず、「性奴隸」として扱われたなどと祖父、曾

祖父にあたる先祖を愚弄するものであり、憤りを禁じえず、抗議をするのは日本国民として当然のことであった。

このような不当な主張を公安条例のある政令指定都市で無許可に、しかも一切の集会を禁じられている陸橋上で、勤労者の帰宅時間に合わせ、通行人で混雑する時間帯を選んで集団示威行為を行い、それを見た通行人に不快感を与え、誤解に導こうと意図するものである。

正に、日本人に対して、特定の人種や民族に対する嫌悪意識を煽り、増長、助長させる行為であり、これこそが眞のレイシズム（民族差別）であり、ヘイトスピーチ（民族憎悪表現）である。

それに対して、控訴人が述べている市民団体「在日特権を許さない市民の会（以下、「在特会」という）」や「主権回復を目指す会（以下、「主権会」という）」は「曾根崎警察署が禁止している無許可の示威行為を止めろ」（乙第4号証）「虚偽の流布は止めろ」「ご先祖様を侮辱するな」と正当な抗議を行ったものである。

このような控訴人によるレイシズム・ヘイトスピーチが不法・違法に行われ（乙第3号証）、それに抗議する市民が集まり、騒乱状態となった後に（乙第2号証）、警察によって双方が引き離され、控訴人達は松下陸橋から姿を消したが、その後、抗議に来た市民達がまだ大勢、松下陸橋上に残っていた所に、控訴人が抗議に来た市民を無断で撮影しながら歩いて来た為に、無用な混乱が再び発生したものである。

又、控訴人は、当該事件当時、市議会議員失職、公民権停止期間内にあたり、元公人としてそのことを反省し、自らを戒め、一般人よりも高い倫理観、遵法精神を胸に刻む期間であった。

被控訴人は、この背景事情を以って、被控訴人の眼鏡を奪った不法行為の違法性が阻却されると主張する訳でも、正当な行為であったと主張する訳でもなく、控訴人が正当な範囲を逸脱して背景事情を歪曲して主張している為、反論する。

尚、控訴人が述べる自説については、不知であり、特に反論を必要としない。

2 個別の主張への反論として

（イ）6について

略式起訴の処分について「裁判官を騙すに等しく、偽証罪に限りなく近い悪質な行為である」と非難しているが、否認する。

被控訴人は、偽証はおろか、裁判官を騙した事もない。

控訴人のこのような主張は、審理過程及び結果を軽んじるものであり、正当な非難、糾弾から逸脱した被控訴人へ対する侮辱、誹謗中傷でもある。

弁済についての反論は、第1審でも述べた通りである。眼鏡の金額が変節した為に弁済額が分からなかった事（乙第5、6、7号証）と、器物損壊罪のみで確定した被控訴人に対して「泥棒」「窃盗」との虚偽の犯罪名を以って名誉毀損、侮辱を行った為に（乙第9、10号証）、被控訴人は様々な風評被害を受け、その被害の程度が大きくなつた為に弁済を行えなくなってしまったのである。

弁済の連絡が無かつた事は、控訴人による不適切な言動によって被控訴人を弁財不可能な状態に追い込んだためである。

【2：抑止すべき反社会的なヘイトスピーチ集団の蛮行に「慰謝料は不要」とお墨付きを与えて横

行を助長してしまうものであり、失当】の主張について

1 全体的な反論として

控訴人は、「ヘイト」「ヘイトスピーチ」と言う文言を使用して何かを主張する事が多いが、そもそも「ヘイト」「ヘイトスピーチ」の定義が示されておらず、控訴人の主觀として被控訴人がヘイトやヘイトスピーチを行っていると認識している事は理解するが、世間では控訴人こそが真のヘイトやヘイトスピーチを行っていると認識されている。

控訴人は、まず、「ヘイト」「ヘイトスピーチ」とは何かを定義づけする必要がある。

でなければ、控訴人がどのような言動をヘイトと思っているのか分からないので、控訴人が言う「ヘイト活動」「ヘイト集団」などの意味が理解出来ない、もしくは特定出来ない。

控訴人は、殊更に被控訴人や被控訴人の仲間達に対して「ヘイト」や「ヘイトスピーチ」の文言を使って反社会的な集団であるとの印象操作を行っているが、極めて卑劣な印象操作であり、反対にその行為こそが、「憎悪を煽る言動」という意味で「ヘイト」と言えるものもある。

単に自分と主義主張が違うと言う理由だけで、その集団や個人を陥れる為に定義も示す事なく、その集団や個人を「ヘイト活動」「ヘイト集団」と決め付け、そして、「ヘイトやヘイトスピーチをする集団、勢力なので暴力団のように反社会的勢力に対して行っているような弾圧を加えろ」と主張しており、憲法第21条で認められた「言論・表現の自由」を否定し、自分達と反する意見や主義主張の勢力や団体に言論弾圧を行えと主張するものである。

勿論、言論や表現の自由は、公序良俗に反しない制限との兼ね合いもあり、無制限に保障されるものではないが、控訴人の主張は明らかに、言論に対する対抗言論ではなく、言論に対する言論弾圧を訴えるもので、正当な主張ではない。

又、控訴人の主觀に基づく「ヘイト集団との戦いの系譜」を述べているが、不知である。

2 個別の主張への反論として

(イ) 4について

本年1月13日に「純心同盟」主催の街宣に参加した事は事実であるが、純心同盟の何がどう言う理由でヘイトになるのか説明を求める。

控訴人は純心同盟がヘイト団体と主張し、その団体の街宣に参加した事で被控訴人が「ヘイトを改めていない」と主張するが、反論を述べておく。

純心同盟はヘイト団体ではなく、その街宣に参加したとしても「ヘイトを改めていない」事にはならない、控訴人の主張は失当である。

尚、被控訴人は「ヘイト」「ヘイトスピーチ」を行った事もない。よって、ヘイトを改める事も出来ない。

(ロ) 7について

控訴人が羅列した様々な事件やその裁判結果を引き合いにして、第1審の判決は失当と主張しているようであるが、この主張が失当である。

この眼鏡を奪って損壊した事件は、控訴人によって突発的に引き起こされた混乱の中で、被控

訴人個人が自らの感情を抑えきれずに控訴人の眼鏡を取って、それを損壊したと言う事以上でも以下でもない。

事実、控訴人も一般市民である被控訴人、宮井将個人と争っているだけであって、本件に在特会や主権会は全く関係がない。

控訴人は、本件訴訟が宮井将個人との単なる個人同士の争いであるのに、控訴人と意見が対立する団体を糾弾する場として使い、その行為を楽しんでいるようにさえ思える。

本件と関係のない裁判関連の証拠を多数、出して、何を主張したかったのか理解に苦しんだが、被控訴人の意見を述べておく。

【3：加害者の究明、逮捕起訴・有罪確定、賠償提訴に費消した膨大な労力・時間・金銭への補償を全く考えないものであり、失当】の主張について

1 全体的な反論として

第1審にて述べている通りであるが、この国は法治国家であり犯罪被害者が個人で加害者に報復するのを禁じ、國家が変りに処罰を与えるようしている。

そして、被控訴人は突然の逮捕を受け、釈放後は任意の事情聴取に応じ、その間は職場に多大な迷惑をかけたし、逮捕の報道もされた事によって職場でも風当たりが悪くなつた。当然、収入も減少し、略式命令により罰金も10万円を支払っている。その後は前科者となって、これから的人生では常に器物損壊の前科者として多くの不利益を被る事になる。

勿論、被控訴人はそれらの刑罰等は自らの行為が原因であり、納得して受け容れているが、控訴人は國家が被害者に替わって加害者を処罰した事に対する理解が欠如している。

2 個別の主張への反論として

(イ) 1について

ここでの主張において、被告訴人の知り得ない事は不知である。

先程、述べた通りであるが、控訴人が眼鏡の金額を変節させず、被控訴人に対して虚偽の「泥棒」「窃盗犯」等の名誉毀損、侮辱を行わなければ、被控訴人より控訴人に対して眼鏡の弁済を行っていたものであり、~~被~~控訴人の了知に膨大な労力・時間・金銭~~を~~費やしたのは~~被~~控訴人による不適切な言動に原因がある。尚、検察が~~被~~控訴人の住所・連絡先等を知らせなかつたのも被控訴人は関与しない事である。

(ロ) 2について

既に、反論している通りである。

眼鏡の金額の変節と名誉毀損、侮辱の損害の為である。

(ハ) 3～7について

会社員をしている時であれば、勤務時間以外の時間を控訴人がどのように使おうが自由であるが、市議会議員として公職に付いているのであるから、控訴人は常に全体の奉仕者、特に門真市

民の生活を豊かにする、門真市を安全で平和な町にする為に職務に専念する義務がある。

金銭を払って弁護士を訴訟代理人として提訴するのなら兎も角、大事な市議会議員と言う公人としての職務があるにも関わらず、膨大な労力・時間を費やしたのであれば、市議会議員としての自覚に欠ける言動である。

本件提訴が、門真市民の生活を豊かにする事と何の関係があるのか？

「8万を取り立てる為に20万円を使っても構わない」（乙第14号証）の発言を見ても分かる通り、控訴人は逮捕され罰金刑の処罰を服し終えた被控訴人に対して私的処罰感情から殊更に執拗な攻撃を行っており、膨大な労力・時間・金銭を費やした事は被害の回復の為とは言えず、単に私的な制裁を加えたいとの動機によるものである。

被控訴人の不法行為によって膨大な労力・時間・金銭を費やす事になったものではない。

【4：差別反対・人権擁護・法秩序遵守の啓発をしてきた公職者への侮辱と名誉毀損に対する慰謝料の重要性を考えず、失当】の主張について

1 全体的な反論として

控訴人は自身を「反社会的勢力と最前線で体を張って戦ってきた公職者である」として、「その公職者への不法行為は一般人よりも厳しく処罰、裁断されるべき」と主張していると思われる。

まず、控訴人を不当に侮辱・誹謗中傷する意図はないが、控訴人は2005年12月、政治資金規正法違反容疑で逮捕され、2006年8月大阪地方裁判所から、控訴審で2007年4月大阪高等裁判所から政治資金規正法違反で有罪と公民権停止の判決が出され、2009年3月9日付をもって上告が棄却され、公民権停止2年が確定し、議員失職となっている。

しかし、控訴人は自身の違法行為・有罪判決を真摯に反省する態度を示す事もなく、控訴理由書では『「政治資金規正法違反」を口実とした政治弾圧による有罪判（原文ママ）』（6頁34行）と記述している。

控訴人のこのような言動は、司法制度への侮辱であり、法治国家における裁判所の判断を真っ向から否定する反社会的極まりない危険な態度であり、法秩序の軽視のみならず、法秩序への破壊、挑戦であり、控訴人が主張するような「反社会的勢力を激しく糾弾し、戦ってきた公職者」の主張は容認出来ない。

尚、被控訴人は控訴人が主張するように謝罪の意思を示し、しおらしい態度を示している。

違法行為を行った際に、謝罪し、しおらしい態度を取る人間と、政治弾圧だと主張して反省も、しおらしい態度も取らない人間と、どちらが、反社会的であるかは明白である。

又、2009年6月13日に京都にて日の丸を冒涜するデモや示威行為（乙第1号証）を無許可にて行っているが、これこそが日本人へ対する究極の差別であり、日本国の秩序破壊であるし、先述した松下陸橋での不法な集団示威行為（乙第3号証）も、日本人と朝鮮民族へ対する峻烈な差別・侮辱・人権侵害である。

よって、控訴人による差別反対・人権擁護・法秩序遵守の啓発をしてきた公職者であるとの主張は認めない。

その余の控訴人の歪曲した喻え話や自説を述べている主張については不知であるが、特に反論を必要としない。

2 個別の主張への反論として

(イ) 1について

控訴人が当該事件当時に準公職者であるとの主張は否定するが、準公人ではあった。一度でも公職選挙法に基づいて立候補した人間は、落選しても準公人である。

(ロ) 2について

既に、反論している通りである。

控訴人は反社会的な人間であるので、控訴人の喩え話は論外である。

(ハ) 3について

ヘイトスピーチの定義が明確でない以上、控訴人が「議員としては最初から、ヘイトスピーチ勢力と公然と批判し・・」（7頁5行目）との主張は不知である。

しかしながら、控訴人が主張するような評価はない、もしくは全世界に3人程度である。

近年、確かに「ヘイトスピーチ」と呼ばれる言葉がマスコミ等でも取り上げられる機会が増え、しばしば「ヘイトスピーチ」に関連したニュースなども報道されているが、控訴人が専門家や取り組んでいる公職者などとしてゲストに呼ばれた事もないし、紹介された事もない。

控訴人の主張するような社会的評価が真実であるのであれば、ヘイトスピーチに関するテレビ番組等の出演依頼等があるはずである。

控訴人の主張する社会的評価は、控訴人の願望による妄想である証左である。

又、門真市が全国で最も先進的なヘイトスピーチ勢力封殺施策を行なう自治体に進展し、その深化発展が留まる事がない（7頁30行）との主張も、これまでに見た事も聞いた事もなく、控訴人は虚偽を述べているか、もしくは、妄想と現実の区別がつかなくなっているかである。

尚、控訴人はこれまでに（控訴人の考える）ヘイトスピーチに取り組んで来た行動を列挙しているが、本件審理には関係がない。

【5：算定合計慰謝料が最低でも122万2500円であり、「50万円」は少額訴訟に合わせたものに過ぎず、50万円全額認定されるべき】の主張について

1 全体的な反論として

慰謝料については、被控訴人の主張を述べた上で、裁判官の判断に従う。

尚、慰謝料は「精神的苦痛」に対する損害賠償であるので、控訴人が「労力と人件費と物件費」として88万800円を計上しているが、これは慰謝料には該当しない。

又、仮に慰謝料ではなく、単に（不法行為に対する）損害賠償として計上するにしても、不法行為によって受けた損失に対して支払うもので、「労力と人件費と物件費」は被控訴人が眼鏡を奪つて損壊した不法行為によって生じさせた損失ではない。

以上

証 抱 方 法

- 1 乙第13号証 DVD
- 2 乙第14号証 原告が管理する「自由・論争」掲示板をプリントアウトしたモノ

附 屬 書 類

- | | |
|--------|-----|
| 1 準備書面 | 2通 |
| 2 乙号証 | 各2通 |

平成25年(ネ)第3633号 損害賠償請求反訴事件

控訴人(第1審原告) 戸田 久和

被控訴人(第1審被告) 宮井 将



証拠説明書

平成26年 2月5日

大阪高等裁判所 第4民事第二A 御中

被控訴人 宮井 将



号 証	標 目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙13	中山議員による、衆議院予算委員会にての質疑の動画	写 し	2013.3.8	中山成彬衆議院議員	日本軍による強制連行・性奴隸制度は虚偽である
乙14	戸田久和が管理する掲示板のコピー(その3)	写 し	2014.2.3	宮井 将	私的な処罰感情が動機である 2014.1.7に投稿された後に2014.1.12に訂正されている